

公 示

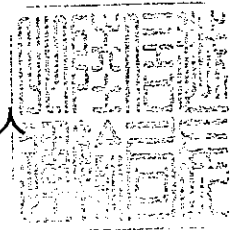
公示第123号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（平成31年4月26日付け
公示第9号）を別紙のとおり一部改正する。

令和6年3月1日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p data-bbox="510 312 712 344">公 示</p> <p data-bbox="107 379 318 411">公 示 第 9 号</p> <p data-bbox="277 443 949 507">一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する 認可申請の取扱いについて</p> <p data-bbox="107 539 1093 603">一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下 記のとおり定めたので、公示する。</p> <p data-bbox="197 667 474 699">平成31年4月26日</p> <p data-bbox="443 730 837 762">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p> <p data-bbox="600 826 631 858">記</p> <p data-bbox="107 896 241 928">1. (略)</p> <p data-bbox="107 967 322 999">2. (1) (略)</p> <p data-bbox="174 1005 367 1037">(2) 申請期間</p> <p data-bbox="219 1040 1115 1216"><u>有効な係数が公示されていない場合は、申請を随時受け付けることとし、最初の申請があったときから1ヶ月の期間の申請により係数を算定するものとする。また、(4)のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、随時申請することができるものとする。</u></p> <p data-bbox="107 1254 336 1286">3. ~ 11. (略)</p> <p data-bbox="129 1292 322 1324">(別紙1) (略)</p> <p data-bbox="129 1331 322 1362">(別紙2) (略)</p> <p data-bbox="197 1394 286 1426">附 則</p> <p data-bbox="138 1433 743 1465">本公示は、平成31年4月26日から施行する。</p> | <p data-bbox="1541 312 1742 344">公 示</p> <p data-bbox="1146 379 1357 411">公 示 第 9 号</p> <p data-bbox="1308 443 1980 507">一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する 認可申請の取扱いについて</p> <p data-bbox="1146 539 2132 603">一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下 記のとおり定めたので、公示する。</p> <p data-bbox="1236 667 1514 699">平成31年4月26日</p> <p data-bbox="1482 730 1877 762">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p> <p data-bbox="1639 826 1671 858">記</p> <p data-bbox="1146 896 1281 928">1. (略)</p> <p data-bbox="1146 967 1361 999">2. (1) (略)</p> <p data-bbox="1214 1005 1406 1037">(2) 申請期間</p> <p data-bbox="1258 1040 2154 1184"><u>営業区域ごとに、7月1日から7月31日までの間に申請を受け付けることとする。ただし、(4)のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。</u></p> <p data-bbox="1146 1254 1375 1286">3. ~ 11. (略)</p> <p data-bbox="1169 1292 1361 1324">(別紙1) (略)</p> <p data-bbox="1169 1331 1361 1362">(別紙2) (略)</p> <p data-bbox="1236 1394 1326 1426">附 則</p> <p data-bbox="1178 1433 1783 1465">本公示は、平成31年4月26日から施行する。</p> |

附 則（令和４年１月２１日付け公示第６３号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和４年１月２１日から施行する。
2. 本改正公示の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和４年１０月３１日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正公示による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」３．（２）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
3. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、北陸信越運輸局長の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、北陸信越運輸局長は３．のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、２．（３）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

附 則（令和５年６月３０日付け公示第２６号で一部改正）

この公示は、令和５年７月１日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和６年３月１日付け公示第１２３号で一部改正）

この公示は、令和６年３月１日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和４年１月２１日付け公示第６３号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和４年１月２１日から施行する。
2. 本改正公示の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和４年１０月３１日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正公示による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」３．（２）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
3. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、北陸信越運輸局長の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、北陸信越運輸局長は３．のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、２．（３）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

附 則（令和５年６月３０日付け公示第２６号で一部改正）

この公示は、令和５年７月１日以降に受理する申請から適用する。